

■家電リサイクルについて

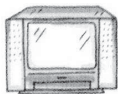
家電リサイクル法により、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコンは販売店等が回収し、家電メーカーがリサイクルしています。

これら対象品目は、札幌市では収集・処理しません。リサイクル料金と収集運搬料金を支払って販売店や家電回収協力店に引き取ってもらってください。

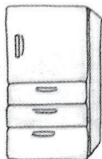
また、家電メーカーが指定する指定引取場所まで直接持ち込むこともできます。

《家電リサイクル法対象品目》

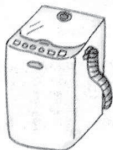
テレビ



冷蔵庫及び冷凍庫



洗濯機及び衣類乾燥機



エアコン



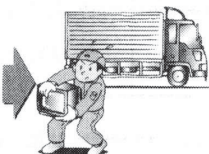
《廃棄された家電製品の流れ》

排出者



適正な引渡し
料金の支払い

販売店



収集・運搬

製造業者



リサイクル

《回収の申込方法》

○回収の申込先

買い替えの
場 合

⇒

- ①購入する販売店
- ②以前その製品を購入した販売店

買い替えで
ない場合

⇒

- ①以前その製品を購入した販売店
- ②販売店がわからない、引越したため販売店が遠いなどの場合は、
★家電回収協力店（次ページをご覧ください）等の販売店

○料金

収集運搬料金

それぞれの
申込み先で
確認して下
さい。

+

リサイクル料金

それぞれの申込み先又は家電リサイクル券センター（0120-319640 <https://www.rkc.aeha.or.jp/>）で確認してください

※リサイクル料金は各メーカーが、収集運搬料金は販売店・家電回収協力店がそれぞれ決めています。
※支払いの際、販売店が「家電リサイクル券」を発行しますので、必ず受け取ってください。